

平成26年6月20日

経済産業省貿易経済協力局長 横尾 英博 様
文部科学省高等教育局長 吉田 大輔 様
外務省軍縮不拡散・科学部長（大使） 北野 充 様

大学に係る安全保障輸出管理行政に関する 包括的改善要請書

一般財団法人 安全保障貿易情報センター 専務理事（代表理事） 押田 努 

特定非営利活動法人 産学連携学会 会長 伊藤 正実 

一般社団法人 日本知財学会 会長 軽部 征夫 

国際・大学知財本部コンソーシアム 国際法務委員会 委員長 松原 幸夫 

輸出管理 DAY for ACADEMIA 実行委員会 委員長 伊藤 正実 

（賛同組織）九州地域内大学輸出管理実務者ネットワーク

大学に係る安全保障輸出管理行政に関する 包括的改善要請書

—大量破壊兵器等の不拡散と、円滑な研究・教育環境の確保、
国際競争条件の均等化との両立に向けて—

日頃、大学における安全保障輸出管理に関し、ご指導をいただき有難うございます。

私ども各組織では、貴各省より大学における安全保障輸出管理に係る通達・要請が発せられ、また平成 19 年の知的財産推進計画において、初めて「大学において安全保障輸出管理を推進する」旨定められて以降、大学での研究開発等が、大量破壊兵器の開発等や懸念国における軍拡に利用されてはならないとの社会的責務を自覚し、貴各省とも密接に連携をとらせていただきながら、さまざまな啓発普及を通じて、その意識の醸成、体制構築に鋭意努めてまいりました。昨今の国際情勢を踏まえれば、この点は一層重要性を増してくるものと思われるため、更に一層取組みを強化していく所存です。

しかし他方で、現行の安全保障輸出管理の基礎となる外為法の規制内容や関係行政の枠組みが、大学において通常行なわれる研究活動に必要な以上の制約をもたらし、大学が対応を迫られている国際競争への取組みを阻害する要素が見受けられることも否定できないところ です。

そこで今般、下記の通り、私どもとしての問題意識と対応をお願いしたい事項をまとめましたので、ご検討をいただき早期にご対応いただきますようお願い致します。

記

1. 大学での研究・教育活動、国際競争にとって制約要因となっている点の早期解消

大学は社会における知的インフラの重要な一翼を担っており、そこでの円滑な研究・教育活動の環境確保は社会全体の発展にとって重要な課題です。また、最近では、海外での研究・教育に係る拠点整備（大学の輸出）、政府における留学生 30 万人増加計画にも見られる海外からの人材誘致、大学の講義の大規模ネット配信、海外からの研究室の誘致等、国際競争に関わる動きが急速に進展してきております。国際競争である以上は、大学の研究・教育活動に係る競争条件を海外諸国のそれと均等のものにしていただく必要があると考えます。

これらの動きを踏まえて、以下のような問題とその解決が必要と考えております。

(1) 安全保障輸出管理の対象の明確化と、法規制上の円滑な研究・教育環境の確保

大学における安全保障輸出管理の対象範囲がどこまでであるのか、諸外国に比して曖昧になっているがために、その理解が大学によって異なり、必要以上に管理負担を強いられている面があります。そこで、次の点について早期のご対応をお願いします。

要請1 大学の学部の教育課程での技術提供の明確な規制除外

「大学」と一概に言っても、学部もあれば大学院もあります。学部についても理系学部もあれば文系学部もあります。「研究」や「留学生」と言っても、これらのどの課程におけるものなのかによって、その把握、管理の必要性には格段の差があります。

文系学部においては、一般的には安全保障輸出管理の対象となる先端技術等とは無縁のものであり、理系に関しても学部での教育活動の一環として行なわれるものについては、公知のもの或いは公知とするためのものですので、輸出管理の対象からは本来外れているものと思われま

す。また、この点が明確にならないままに、政府が進める留学生 30 万人増加計画が実施されれば、その管理負担は膨大なものとなり、大学事務局は機能不全に陥り、本来の教育・研究活動に多大な支障をもたらしかねません。また、近年急速に進展しつつある「大学の輸出」に伴う海外分校、海外拠点等での教育活動にも支障をもたらすことになります。

米国においては、学部における公表されたカリキュラムに基づく授業や実習に係る技術提供は、「公知・公知化」の一類型として明確に除外し、理系・工学系の大学院を主たる対象として絞っています。また、英独などの欧州主要国においても、国内においては我が国のようにリスト規制はなく、キャッチオール規制のみによって規制されているとともに、英国での留学生事前審査制度 (ATAS) などでは、大学院での機微分野に限定されています。また、後述のように、ワッセナー・アレンジメント (WA) においては、「公知」(「the public domain」) 概念は、「二次的な情報伝達に制限がないもの」とされており、この観点からみても、大学の学部での授業・実習は他に伝達されることに制限がかけられる性格のものではないことから、規制対象外とすることが適当です。

しかしながら、現行外為法に基づく「貿易関係貿易外取引等に関する省令」(以下、単に「貿易外省令」という) の第 9 条第九～十一号において許可不要として除外されている一連の行為は、あくまで「不特定多数」に対する「公知化」のための行為のみであり、大学の学生、研究者という構成メンバーとなるための資格が限定される「特定者」に対する「公知化」のための行為は除外されていません。経済産業省による「機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用)」においても、授業では市販の教科書のみを用いたものしか許されな

いかにように記述されています。

つきましては、特定多数の者向けの公知・公知化についても規制除外類型を設けるとと

もに、米国同様、大学の学部課程において、公表されたカリキュラムに基づく授業・実習における技術提供については規制対象外であることを、省令改正等により明確にしていた
だくようお願いします。

要請 2 非該当分野の研究におけるリスト規制該当機器の使用（操作）に係る許可が不要 である旨の明確化

安全保障輸出管理において、該非判定は、取引審査（エンドユースチェック）と並ぶ主
要なプラクティスですが、しかし、その負担には重いものがあります。そして、大学には
多種多様な研究関連の機器類が存在しており、そのすべてについて該非判定を強いられ、
更には、留学生にその機器類を操作させることも「使用の技術」の提供として規制対象と
なってしまうのでは、業務量が膨大となり、研究・教育活動に著しい支障を来たすことにな
りかねません。

外為法の運用上、機器類の「操作の技術」は、原子力関連等の一部を除き、「操作に必要な
技術」（通達では、「規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれを超えるた
めに必要な技術」と定義されています）のみが規制されています（「係る技術」ではありま
せん）。したがって、大学におけるリスト規制非該当の分野・リスト規制非該当貨物に関す
る研究を行う上で機器類の操作方法を教えるのであれば、機器類がリスト規制該当貨物で
あっても、「使用の技術」の提供とはならないと考えられます。この点が周知されていない
ために、本来必要ではない該非判定や懸念が生じかねない状況となっています。つきまし
ては、上記のような機器の操作方法を教えるに留まるような行為については、その機器自
体の該非を問わず、規制対象外である旨の周知をお願いします。

要請 3 学会における発表、大規模公開オンライン講座での授業等の明確な規制除外

(1) 「要請 1」において述べたように、現行の貿易外省令においては、許可不要として除
外されている一連の行為は、あくまで「不特定多数」に対する「公知化」のための行為の
みです。しかしながら、「学会」という一定の入会資格を必要とする科学コミュニティの構
成員たる研究者は、「特定」の者であって「不特定」の者ではありません。したがって、現
行貿易外省令では、特定多数を対象とする学会での発表は、形式上は許可を要すること
になりかねません。

また、ワッセナー・アレンジメント (WA) においては、規制対象外となる「公知」（「the
public domain」）については、「二次的な情報伝達に制限がないもの」との定義となっ
ており、貿易外省令の不特定多数相手の公開よりも広いものとなっています。また米国 EAR
においても、その趣旨を踏まえた規定振りとなっています。これらは、学会における発表
だけでなく、それに伴う個別の質疑応答であっても、それが第三者の不特定者に対してオ
ープンなものであれば、「公知化」のための行為として認められるとの考え方に立ってい
ます。

以上を踏まえて、科学コミュニティとして広く認知されている学会において、二次的伝達に制限がないような発表、質疑応答に係る技術提供については、省令改正により、明確に規制除外されるようお願いします。

(2) また、最近、国内外において活発となっている大学等による大規模オンライン公開講座については、インターネットによる公開ですが、基本的には大学の授業の延長であり、不特定多数を対象にしているものが一般的ですので、現行の貿易外省令においても規制対象外であると考えられますが(九号ハの「講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引」、例示されているものがリアルものばかりですので、インターネットによるものであっても、これと同様に規制除外となる旨の明確化をお願いします。

なお、ケースによっては、希望する者が誰でも聴講できるオンライン講座ではなく、一定の聴講資格を要する場合も可能性としては想定されますが、その場合であっても、「要請1」と同様、事前に公表されたカリキュラムに基づく授業・実習に相当するものであれば、規制対象外とする旨の明確化をお願いします。

要請4 海外大学等の研究室の「ユニット誘致」における、輸出管理規制上の円滑な共同研究環境の確保

文部科学省では、平成26年度より、海外の大学等の研究室のスタッフを含めて丸ごと誘致(ユニット誘致)するとの施策を、国立大学を中心に行っていくとされています。

その場合、外為法上の扱いを考えると、海外大学の教員スタッフは、海外大学という非居住者の法人に雇用されている以上、我が国での滞在期間にかかわらず、非居住者というステータスとなると思われます。その場合、誘致した研究室での共同研究の際、我が国の大学スタッフから誘致した研究室の海外スタッフに対しては、該当技術であれば許可が必要ということになってしまいます。他方、米国では、後述のように研究成果の公開・自由利用が担保されているのであれば、規制対象外とされていて、我が国の大学スタッフに対する提供には規制はかからないというアンバランスが生じてしまう可能性があります。

このような事態を回避できるような方策がないままに、ユニット誘致が進められることになれば、現場において混乱が生じかねません。文部科学省と経済産業省とでご協議をいただき、ユニット誘致による共同研究が円滑に進むようご検討をお願いします。

要請5 「公知・公知化」「基礎科学分野の研究」等の「許可例外」から「非該当(規制対象外)」への移行

「公知・公知化」「基礎科学分野の研究」等の類型行為は、国際レジームにおいても海外諸国においても、規制対象外とされています。ところが、我が国外為法では、これらの行為は、貿易外省令において「許可例外」として規定されているため、「該当ではあっても許可不要」という整理となり、規制対象に含まれる形となっています。

そうすると、法令の上では、「公知・公知化」「基礎科学分野の研究」等の類型に当たるものであっても、すべての提供技術について該非判定がなされた後、許可の要・不要を判断するとの流れになってきますが、それは非現実的であり、私ども団体のモデル規程や各大学の自主管理規程においても、該非判定前に、許可例外の判定をすることとしています。経済産業省ご当局におかれても、実際の運用上は、許可例外対象であれば、該非判定は不要とお考えであるものと理解しています。しかし、このような法令と運用との間にギャップがあるままにしておくことは適切ではありませんので、上記のような許可例外類型については、「非該当（規制対象外）」として整理していただくようお願いします。

（２）「基礎科学分野の研究」の定義の明確化と、米国同様の公知の一類型の下での基礎・応用研究の規制除外（中期的課題）

要請 6 「基礎科学分野の研究」の定義の明確化による予見可能性、透明性確保

貿易外省令において、許可不要となる類型のひとつとして、「基礎科学分野の研究」が規定されています。これは、WA を受け、役務通達において、「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう」と定義されています。しかしながら、近年の科学技術の発展によって、基礎科学と応用科学との境界が不分明なものになりつつあります。幹細胞等の研究を想起すれば容易にわかるように、生命体の形成という自然原理の解明であっても、その成果は臓器再生という応用用途に直結します。超電導という物理現象の解明は、高効率送電等の応用用途に直結します。ノーベル物理学賞、化学賞という自然原理の解明に資する研究であっても、特許権という産業応用を前提とした権利取得を併せて行なっている場合も少なくありません。

この「基礎科学分野の研究」の除外規定は、はるか以前のココムの枠組みの時代からあるものであり、その後の科学技術研究の大きな変化を踏まえると、その対象となる研究の範囲がどういうものなのかが、極めて曖昧になってしまっていることは否定できません。安全保障輸出管理という強力な規制行政において、規制対象が曖昧で予測可能性、透明性を損なっていることは決して健全な姿ではなく、被規制側がそれぞればらばらな解釈に立って実務を展開するということは、行政側にとっても好ましい事態ではないと思われます。今後、WA での見直し議論の提起等を図られるとともに、その具体的範囲が明確になるようお願いいたします。

要請 7 公知化の一類型としての「成果の利用制約なき基礎・応用研究」の規制除外

他方、欧米の状況を見ると、欧州においては、そもそも国内でのみなし輸出規制は、リスト規制ではなく、キャッチオール規制一本で行なわれており、国内の大学での局面で、基礎科学分野の研究か否かの判別をする必要性自体ありません。あくまで、研究内容の如

何を問わず、大量破壊兵器等の懸念用途に使われる恐れがあるか否かの見極めの一点に精力を集中する仕組みとなっています。当然、我が国におけるように、該非判定の負担に煩わされることもありません。

また、米国 EAR においては、「基礎研究の過程で発生したものか、結果として生じた情報」で、一般に入手可能になるようなものについては、規制除外とされていますが、ここで、「基礎研究」の定義については、「研究の成果が通常公開され、科学コミュニティ内で広く共有される科学及び工学分野における基礎的又は応用的研究であって、特定の国家安全保障理由又は独占権により研究成果が制限されるような、独占的研究及び工業的な開発、設計、製造、使用のための研究ではないもの」との解釈が示されています。基礎か応用か、工学分野かそれ以外かを問わず、研究過程や成果が一般に自由に入手利用できることが契約等で担保されているかどうかで判断されるものとなっており、これは、大学だけでなく、企業その他における研究においても適用されるものとなっています。このような規定は、社会に広く公開されその自由な利用に供することによって、次の研究を生み出すという大学の研究活動の本来の趣旨、目的に即した極めて合理的なものであり、規制行政における予見可能性、透明性の確保の点でも十分な担保となっているものであって、本来はこのような規定が我が国においても導入されるべきものと考えます。「公知化」に属する諸類型の行為を具体的にどう定めるか各国の裁量に委ねられていますから、規定改正は可能と思われます。

ただ一方で、このような米国の制度は、国家的秘密保護制度や国防高等研究計画局（DARPA）による軍事転用可能技術の囲い込み等の制度が別途存在しており、我が国とは前提条件がやや異なることは否定できないところです。

それらの諸前提の差異と今後の推移とを見極める必要があるとは思われますので、今直ちに対応することは難しいかもしれませんが、しかし、研究過程が公開され研究成果の自由な利用が担保されているような研究活動であれば、規制の趣旨からしても規制除外されるべきですし、我が国の大学の研究活動が、上記に見る通り、欧米に比して制約が多いものとなっていることからしても、近い将来において導入されることが期待される場所ですので、継続的に検討していただくようお願いします。

（３）外為法の抜本改正、国内でのエンドユース規制への移行の検討（中期的課題）

要請 8 外為法の早期抜本見直し、国内でのエンドユース規制への移行の検討

安全保障輸出管理行政の基礎となっている外為法体系は、既に各方面から指摘されているように、体系が複雑であり、規定内容も難解であるため、これを適確に理解し遂行することは難しいものがあります。国際的な平和と安全等を守るための重要な手段であり、それに違反し大量破壊兵器等の拡散に関わる事態となった場合の社会的影響の大きさからす

れば、取組主体がどのような者であっても、規制内容が比較的容易に理解されるような体系、内容であることが求められます。

また、現行体系では、技術提供規制は、本来外国為替分野の概念である「居住者」「非居住者」の概念をそのまま使っているがために、その者の属性、滞在期間、目的等によって、そのどちらに属するかが変化し、留学生問題に典型的に生じている如く、管理対象として扱う範囲等について混乱が生じる要因となっています。

他方、産業界と同様、大学においても国際競争を意識せねばならず、研究・教育活動を行う上で、「競争条件」は均等であるべきですし、国際共同研究が進んでいけば、規制内容が異なれば大きな混乱を招くことになりかねません。上記に述べたように、我が国の大学は、欧米とは異なる規制体系の下に置かれています。英独等の EU 諸国では、国内規制ではもともとリスト規制がなく、キャッチオール規制（エンドユース規制）一本で行っていますし、留学生の事前審査も、大学院過程での一部の特に機微な分野に限定されています。米国においては、学部での教育課程での授業・実習や、研究過程・結果の公開・自由利用が担保されているものは、「公知・公知化」の一類型として、国内外を問わず管理対象から一切外れ、それが担保されていない機微な研究分野を対象にした規制になっています。我が国の大学では、それら欧米諸国に比し、リスト規制が全面的に適用され、教育課程も規制対象に含まれ、結果の公開・自由利用になっても規制対象に置かれるというように、一種異質な規制行政下に置かれています。

米国等では、他のセキュリティ担保措置等があるなど、安全保障輸出管理の側面だけ見て論じることはできないとしても、また、安全保障輸出管理自体についての認識が広く定着していない中で大幅な体系変更の是非についての議論はあり得るとしても、少なくとも理解が容易でメリハリの利いた実効的な規制内容であるべきことは間違いありません。このような観点から、外為法体系の早期見直しとともに、国内でのエンドユース規制への移行も含めた検討を進められるようお願いいたします。

2. 留学生の受入れに係る政府と大学の役割分担の明確化等

要請9 国費留学生（大使館推薦枠）に係る政府の責任による懸念審査の実施

国費留学生のうち大使館推薦枠については、大使館での面接・選考の後、文部科学省での二次選考、各大学への受入れ協議を経て、採用決定するとのプロセスとなっています。その際には、外務省及び文部科学省における選考過程において、大量破壊兵器等の開発等に関係する懸念の有無については、まず両省庁の責任において審査がなされるようお願いいたします。国費（奨学金）として受け入れる以上は、その属性、背景事情等については一義的には大使館が確認するはずであり、また、ビザを発給する用意があるということからすれば、我が国の「利益又は公安を害するおそれがないこと」の確認を伴っている以上、そ

の中で、希望研究分野との関係で、大量破壊兵器等の不拡散の観点からの審査も慎重になされるものと理解しています。また、大学では、インテリジェンス情報に接する立場にはなく、それらの情報を保有する政府において審査がなされるのが筋であると考えます。

大学側は、このような大使館、外務本省、文部科学省における懸念審査を経て選考されたことを前提に留学生を受け入れることとなります。

現行の手続きでは、大使館及び文部科学省での選考を経て大学側が受入れ依頼を受けた留学生について、しばしば、正式な受け入れ回答後に、外務省本省より問い合わせを受けることがあります。これが懸念審査を目的としたものであるならば、それは本来、大学への受入要請前に、大使館と外務省本省とで連絡を密にさせていただいた上で審査がなされるべきものと考えます。

以上の考え方を踏まえて、政府と大学との役割分担について政府として明示していただくとともに、審査結果等で留意すべき点等があれば、受け入れ大学側に提供していただくようお願いします。

要請 10 留学生受け入れに係る外務省からの該非判定要請の抑制

国費留学生も含めて、その受け入れ（ビザ申請）の際に、外務本省より、研究室に係る研究分野、研究機器類について該非判定要請がなされることがあり、大学側から困惑しているとの指摘が時としてあります。

大量破壊兵器等の不拡散の懸念がないことを前提として、留学生に具体的にどのように研究に関わらせるかは、実際に面接し受け入れた後に決まってくることもあり、必ずしも受け入れ前にそれが明確になっているわけではありません。したがって、受け入れ前の時点で、該非判定を求められても、それが何か意味があるものとは思えません。加えて、該非判定は、あくまで技術提供主体となる被規制側が、法令の規定と解釈に基づき、実際に留学生に研究に関わらせる時点で、その態様に応じて、許可申請の要否を判断するものであり、その過程で、直接の当局である経済産業省からも予備的に該非判定を求められることはもちろんありません。このような状況下で、外務省から該非判定を求められても適切に回答できないことも多く、大学側としては困惑するほかなく、その負担には大きなものがあります。今後は、受入れ分野など、外為法上の手続きが必要と思われる場合の注意喚起などに止めて、該非判定要請については控えていただくようお願いします。

要請 11 留学生等の「居住者」「非居住者」判断基準の明確化

現行法令では、国内では、居住者から非居住者への技術提供が許可対象になっていますが、留学生の属性によって、その「居住者」「非居住者」のいずれと判断すべきが迷う場合もあり得ます。外為法では、法人に雇用されている者への技術の提供は、その法人への提供と解釈されていますから、外国の大学、研究機関、企業等に雇用されている構成員が在籍のまま、留学生として派遣されてくるのであれば、そのステータスは、国内での滞在期

間に関わらず非居住者ということになるでしょうし、海外大学の学生が一時的に我が国の大学に留学してくるということであれば、大学に雇用されているわけではないので個人の資格でステータスを判断することになると思われま

す。これらの峻別を的確に行うためには、当局側より具体的判断基準を明確に示していただくことが必要と思われま

要請 1 2 留学生の受入事前確認に係る実務プラクティスの共有

上記の整理に基づく実務プラクティスモデルの作成・共有が図られることが、負担軽減、作業の円滑化のために望ましいと考えま

す。国費留学生の大使館推薦枠と大学推薦枠とで異なるでしょうし、私費留学生の場合も異なるかと思われま

要請 1 3 留学生情報の関係政府機関とのシェア

留学生の受け入れ時には、然るべく審査をし、必要な法令上の手続きをとるとしても、現行外為法では、個人のステータスで来訪する留学生については、入国後6カ月を経過すると「居住者」扱いとなり、法の上では規制対象外となります。また、その出国の際には、ボーダー規制により、リスト規制技術に係る資料等の持ち出しについては規制対象となる旨の注意喚起を大学側がするとしても、それが実際に履行されるのかどうかを、大学側がフォローすることは困難で

す。あるいは、途中で当初の研究室を辞めたり、他の大学、研究室に移ることも可能性としてはあり得るわけであり、当初の受入大学の手を離れることも考えられま

す。このため、当初受け入れ以降の推移については、ボーダー規制等の観点から「居住者」扱いとなった留学生等でも大学側が一定の自主管理を行うことが望まれますが、関係政府機関においてもインテリジェンス情報等も踏まえつつ、必要なフォローをしていただくことが望ましいと思われま

3. 大学の安全保障輸出管理に資するツールと情報の提供

大学は、安全保障輸出管理の重要性を認識し、その意識向上と体制構築、運用管理の充実に努めつつありますが、以下の点で、困難が生じていま

- ① 外為法体系が複雑であり、該非判定等も難しいこと。
- ② 取引審査のプラクティスにばらつきがあること。
- ③ 大学によって取組みレベルに大きな差があり、全般的レベル向上には至っていないこと。

私ども関係組織においても、それらの困難が少しでも解消されるよう努力していますが、ご当局におかれても、全般的な輸出管理水準向上のために、次の点について取組みをしていただくようお願いします。

要請 1 4 該非判定を容易にするためのツールの提供

リスト規制対象貨物・技術の該非判定は、長年取り組んでいる産業界にあっても難しいところがありますが、経験が浅い大学においては、更に難しさを覚え、負担となっていることは否めません。特に、技術の規制リストについては、貨物の規制リストを受ける形となっているため、適確に理解することが困難な面があります。

このため、技術の該非判定に関しては、貨物と技術の規制リストを一体化したマトリクスのようなツールの提供がなされれば、作業負担の軽減が図られるものと考えますので、その提供についてご検討をお願いします。

本措置によって、前掲の「要請 2」に記した「使用の技術」の範囲の明確化とともに、煩雑な該非判定の負担が相当程度軽減されることが期待されることです。

要請 1 5 懸念度チェックのための一連のツールの提供

取引審査は、懸念先に機微技術等を渡さないという安全保障輸出管理の中核を成す重要なプラクティスですが、その運用については、各大学において必ずしも平準化されていない状況かと思えます。そのレベルの平準化、向上のために、例えば、明らかなガイドライン的なチェックリストの作成がなされ、共有化されることは有意義と思われれます。

また、どういうものを材料として、どういう点に着目して懸念度のチェックをするかについても、平準化がなされることが望ましいと思われれます。

これらの点につきましても、ご検討をお願いします。

要請 1 6 懸念技術分野や「有害活動」動向についての情報提供

国内外における趨勢として、軍事・防衛分野等において、デュアルユース製品・技術の利用促進が指摘されています。そういう中で、大学が保有する技術が懸念国の大量破壊兵器用途、軍拡用途等に利用されないようにするために、外部から注視される機微技術分野がどういうものなのかについての情報を共有することは、管理の質と効率を上げる上で重要と思われれます。

これまでも、大きくは、原子力、航空宇宙、化学、生物学、精密工学、情報工学等の分野が機微性が高いと言われていますが、内外の動向を踏まえたときに、より詳細な技術分野について、どういう用途に使われうるために機微であるかといった情報が広く関係者に認識されることが望ましいところです。また、経済産業省のセミナー資料等において、「対日有害活動」について言及され、大学も含めた有害活動について注意喚起がなされています。この点についても、大学を舞台にして具体的にどのような事例があるのか等について

の情報があれば、管理の質向上にも大きく資するものと思われます。

つきましては、上記の取引審査、エンドユース管理等に資する諸情報に関し（可能な範囲でインテリジェンス情報も含め）、関係省庁において連携していただき、随時、大学に向けて情報提供いただきますようお願いいたします。

4. 政府全体としての大量破壊兵器拡散防止等に向けた取組み

要請17 大量破壊兵器拡散防止等に係る大学の取組みに関する政府全体の指針の提示

大学発の技術が、大量破壊兵器等やテロ用途等に転用されたり、懸念国の軍拡等に利用されたりすることを防止することは、先端技術の開発等や海外との交流を活発に行う大学の社会的責任として極めて大きなものがあり、この点は、単に外為法等の法令順守に留まらない重要な課題であると認識しています。

このような視点から、生命科学等の分野に見られる如く、研究成果の公表自体がバイオテロを招く可能性があることを踏まえたバイオセキュリティのあり方についての議論が活発なものとなってきています。あるいは、外為法は、国内での技術提供については、居住者から非居住者への提供を規制対象としていますが、入国後6カ月を経過したからといって、懸念が元々あるのであればその懸念が解消されるわけでもありません。あるいは、特許技術そのものは公知のものですが、いくら高いライセンス料が提示されたとしても、知財活用の推進の名の下に、これを懸念ユーザーの懸念用途に供与することが許されるわけではありません。また、サイバーセキュリティの確保も、意図せざる機微技術流出防止にとって重要な課題です。

これらの点は、外為法の枠組みでは対応できない次元の課題であり、大学自身が考えなければならぬ課題でもありますが、政府においても関係省庁が連携していただき、大学において取り組む上での留意点等について政府全体としての考え方を提示していただくことにより、国公私立を問わず、大学全体の意識向上、取組促進が図られることが望ましいと考えます。

要請18 大学に対する要請の際の省庁間の調整及び大学がとるべき具体的行為、留意点の明示

平成18年に、イランの核開発疑惑を踏まえてなされた国連安全保障理事会決議1737号において、イラン国民に対して核関連分野における専門教育、訓練の監視・防止について各国に要請がなされ、それを受けて、平成19年に外務省から文部科学省への協力要請がなされました。それを踏まえて、文科省大臣官房長より国立大学長らに対して「国際連合安全保障理事会決議第1737号を受けたイラン人研究者及び学生との交流における不拡散上の留意点について（依頼）」と題する通知がなされました。そこで要請された内容は、外為法

の遵守と輸出管理の徹底ということでした。

しかし、国連安保理決議における要請内容と外為法の規制内容との間には明らかに乖離があります。入国後 6 カ月以上経過して「居住者」扱いとなったイラン人・学生についてどう対応すべきなのか、この通知では読み取ることができません。その後、この通知を踏まえてイラン人学生の入学を拒否した大学が、裁判で敗訴し和解に至るという事案も発生しました。上記の安保理決議と外為法の規制内容の乖離については、政府側も十分認識できたはずですし、国籍による差別という憲法上の問題も惹起しかねない機微な問題だということもまた政府側において認識できたと思われます。それらの点についての留意点に何ら触れないままに、ただ漠然と大学側に要請することは、大学として具体的にどうすればいいのかわからず混乱を招きますし、実際に招きました。本通知については現在も有効と思われますが、外為法の遵守と安保理決議履行とのギャップへの対応、対象とすべきイラン国民・学生の範囲、憲法上の要請との関係における留意点等について、具体的に示していただくことが、大学での的確な履行につながると思われますので、この点についてご理解を是非お願いします。

要請 19 継続的、定期的な政府—大学関係団体間の協議の場の設置、相談窓口の明確化

冒頭申し上げたように、政府の知的財産推進計画における「大学での輸出管理の取組み強化」以降、安全保障輸出管理の意識向上、体制構築、実務運用に取り組んできました。当初は、安全保障輸出管理というものの自体を理解するだけでも苦労がありましたが、取組みが進む間に、様々な問題意識が醸成されてきてもおります。その一端が本要請書において取り上げた内容になりますが、これらの項目についての検討状況のフォローアップや、種々発生する諸課題について、政府、大学双方で情報を共有し解決を図るために、継続的、定期的な政府—大学関係団体間の協議の場の設置が必要と思われます。

留学生問題や上記の「要請 16、17」で述べたような一省庁だけでは解決できない諸課題も様々存在しますので、それらも含めた課題解決のためには、政府横断的な協議の場とともに、政府における課題や問題の相談窓口の明確化が必要と考えます。

要請 20 大学関係団体からの継続的要請への対応

今回、初めて大学関係団体として連名にて包括的な要請書を提出させていただきました。今後とも、私ども各団体は連携して、情報の共有、意識向上とともに、大学での自主管理が進展するよう努めていきますが、政府への要請も継続して行っていきたいと考えています。本要請書に掲載した事項のフォローアップも含めて、今後とも継続して要請書の提出をしていきたいと思いますので、政府諸官庁におかれましては、その趣旨をお汲み取りいただき、臨機に必要なご対応をいただけますよう、お願い致します。

(参考)

これまで、各関係団体においてまとめた報告書、提言等は、以下の通りです。本要請書に掲げた要請事項の背景となる事情等も解説されておりますので、併せてお読みいただければ幸いです。

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター

資料 1 : [「欧米主要国の安全保障輸出管理との比較から見る我が国の大学における研究活動の制約と解決の方向性について」](#) (平成 25 年 11 月)

資料 2 : [「ワッセナー・アレンジメントの基礎科学研究に関する提言」](#)
(平成 20 年 2 月 15 日)

- ・特定非営利活動法人産学連携学会、一般社団法人日本知財学会

資料 3 : 「大学等の高等教育機関における教育・研究活動に係わる輸出規制の例外範囲拡大の要望」 (平成 24 年 2 月)

- ・国際・大学知財本部コンソーシアム

資料 4 : 「[大学・研究機関を対象とした安全保障輸出管理に関する調査報告書](#)」
一部抜粋 (平成 24 年 7 月)

=====

- ・なお、一般社団法人国立大学協会においても、次の提言書がまとめられています。
「[大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について](#)」 (平成 22 年 6 月)